

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会 岐阜県セルフ支援センター設置規則

(設 置)

第1条 社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会（以下「本会」という。）に、岐阜県セルフ支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目 的)

第2条 センターは、岐阜県内の障害者就労施設等（以下「施設等」という。）が行う生産活動を支援するため、自主製品の販売機会の確保、製品の開発支援、作業等の受注に関する情報提供等を行うことにより、障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 施設等の自主製品の開発・販売に関する支援
- (2) 施設等への作業の情報提供及びあっせん
- (3) 施設等へのコンサルタント派遣事業
- (4) 就労支援事業に関する調査研究・普及啓発事業
- (5) 施設等職員の資質向上を図るための研修事業
- (6) 施設等の製品、役務及びセンター事業に関する広報活動
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

(事業対象)

第4条 センターの事業の対象は、岐阜県内の施設等及びその他本会会長が認める者とする。

(利用料)

第5条 施設等がセンターの斡旋をうけ、販売・受注したときは、別表1に定める利用料を納めるものとする。ただし、個々の施設等において、納めるべき利用料が少額の場合は、本会会長は利用料を免除することができる。

(経 費)

第6条 センターの経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 利用料
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

(運営委員会)

第7条 センターの適切な運営をはかるため、岐阜県セルフ支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(事業推進部会)

第8条 施設等の取扱製品等の共同受注等を推進するため、岐阜県セルフ支援センター事業推進部会（以下「事業推進部会」という。）を設置する。

2 事業推進部会に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(雑 則)

第9条 センターの運営に関し必要な事項は、この規則に定めるもののほか、本会会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年12月5日から施行し、改正後の社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会セルフ支援センター設置規則第2条、第3条及び第4条の規定は、平成8年12月5日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年5月29日から施行し、改正後の社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会セルフ支援センター設置規則第3条、第4条、第5条及び第6条の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年5月24日から施行し、改正後の社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会セルフ支援センター設置規則第4条の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 旧法支援施設については、従前の例によるものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別 表 1（第5条関係）

利用料

区 分		利用料率
① 販 売 幹 旋		5 %
② 受 注 幹 旋	下請け加工・役務の受注幹旋をした場合	5 %
	物品の受注幹旋をした場合	1 0 %

※ただし、1回の幹旋額が100万円を超える場合は、利用料率をその都度協議する